

【例2】

(登校) A乗降場所 → B乗降場所 → C乗降場所 → 学校
(乗車)

(下校) A乗降場所 ← B乗降場所 ← C乗降場所 ← 学校
(降車)

※登校はB乗降場所で乗車するが、下校は放課後児童クラブ(学童保育)に通所するため、A乗降場所で降車する。

[補足]

原則、新たな乗降場所の設定は行っていないことから、放課後児童クラブ(学童保育)の近くに乗降場所を新設しません。放課後児童クラブ(学童保育)に通所する場合は、既存の乗降場所を利用させていただきます。

5 社会体育クラブ児童のスクールバスの利用について

以下の2点の全ての条件が整えば、社会体育クラブ活動後の児童のスクールバス等の利用を認めます。

- (1) 平日にあつては、一昨年度までの部活動と同様の時間帯に学校内で活動している場合
長期休業中にあつては、一昨年度までの長期休業中(夏季・冬季・春季)の部活動と同様の時間帯(平日の午前)に学校内で活動している場合
- (2) 社会体育クラブの指導者等が児童のスクールバス等乗車まで指導できる場合

※なお、この方針(令和元年度施行)は、社会体育移行後の社会体育クラブ等への施設減免期間に合わせ、3年後に見直すこととします。

6 トラブル等で費用が発生した場合について

児童生徒の責に帰するトラブル等で費用が発生した場合は、原則として児童生徒の保護者が負担します。

7 乗降場所の設定等について

乗降場所の設定につきましては、学校統廃合に伴う保護者等の要望を踏まえ設定しており、また、スクールバスの運行がない学校とのバランスや児童生徒の体力の低下も考慮しているところです。

よって、原則、新たな乗降場所の設定は行っておりません。